

水道利用加入金減免基準

入間市上下水道部

令和3年4月

水道利用加入金減免基準

(趣旨)

第1条 この基準は、入間市水道事業給水条例（平成10年条例第12号。以下「条例」という。）第31条の規定により、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が、公益上その他特別の理由があると認め、水道利用加入金（以下「加入金」という。）を減額又は免除（以下「減免」という。）することができる場合について必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象)

第2条 管理者が加入金を減免することができるのは、条例第5条第1項の規定により給水装置を改造する場合で、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 給水装置の改造の申込み（以下「申込み」という。）をしようとする土地の複数の水道メーターを統合して口径を増し、かつ、統合後に不要となる給水装置及び水道メーターの撤去を給水装置の改造をしようとする者が行うとき。
- (2) 申込みをしようとする土地の水道メーターの口径を減じて複数に分離しようとするとき。

(減免の額)

第3条 前条の規定により、減免する加入金の額は次のとおりとする。

- (1) 水道メーターを統合する場合については、条例第6条に規定する統合前の個々の水道メーターに係る加入金の額の合計額。ただし、統合して口径を増した水道メーターに係る加入金の額を限度とする。
- (2) 水道メーターを分離する場合については、条例第6条に規定する分離前の水道メーターに係る加入金の額。ただし、分離後の個々の水道メーターに係る加入金の額の合計額を限度とする。

(減免の申請)

第4条 加入金の減免を受けようとする者は、申込みの際に、様式1により管理者に申請しなければならない。

(雑則)

第5条 この基準に定めのない事項については、加入金の減免を受けようとする者と管理者との協議により決定する。

附 則

この基準は、平成11年5月1日から施行する。

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

水道利用加入金減免申請書

(あて先) 入 間 市 長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

水道利用加入金の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申 請 場 所 入間市

2 統合する水道メーター

口 径	門 標	水栓番号	メーター番号	備 考

上記水道メーターを、口径_____ミリメートルの水道メーター_____個に統合します。

3 分離する水道メーター

口 径	門 標	水栓番号	メーター番号	備 考

上記水道メーターを、口径_____ミリメートルの水道メーター_____個に分離します。

4 添付図書

給水装置台帳（新旧）及び水栓情報